

り管理されて」に改める。

第五条の二の見出しを「(振替国債の利子の課税の特例)」に改め、同条第一項中「日本銀行、特定寄託者若しくは特定間接寄託者」を「特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関」に、「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「に対し、当該受寄金融機関等」を「から、当該特定振替機関等」に、「混蔵寄託(当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録がされ、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。)をしている国債で一括登録がされているもの」を「振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。)」に、「一括登録国債」を「振替国債」に、「一括登録国債を」を「振替国債を」に、「一括登録国債につき引き続き一括登録がされ」を「振替国債につき引き続き振替記載等を受け」に改め、同項第一号中「有する国債」を「振替国債の保有」に、「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「に対し当該受寄金融機関等」を「から、当該特定振替機関等」に、「混蔵寄託(当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登

録に係る口座においてされるものに限る。)をする際、当該一括登録に係る口座に混蔵寄託をしている国債」を「振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける振替国債」に、「受寄金融機関等(当該受寄金融機関等が特定寄託者)を「特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関)に、「受寄金融機関等及び日本銀行」を「特定振替機関等及び特定振替機関」に、「受寄金融機関等が特定間接寄託者」を「特定振替機関等が特定間接口座管理機関」に、「受寄金融機関等及び当該受寄金融機関等の当該国債」を「特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関)及び当該振替国債の振替記載等」に、「特定寄託者並びに日本銀行」を「特定口座管理機関並びに特定振替機関」に、「外国再間接寄託者である」を「外国再間接口座管理機関である」に、「外国再間接寄託者であり、かつ、他の外国再間接寄託者に対し当該国債の混蔵寄託をする者である」を「他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける」に、「国債に係る他の外国再間接寄託者」を「振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関」に、「国債に係る外国再間接寄託者」を「振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関」に、「国債に係る受寄金融機関等」を「振替国債の振

替記載等に係る特定振替機関等」に改め、同項第二号中「一括登録国債」を「振替国債」に、「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「当該国債」を「当該振替国債の振替記載等」に改め、同条第二項及び第三項中「一括登録国債」を「振替国債」に改め、同条第五項第一号及び第二号を次のように改める。

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。次号において「振替機関」という。）のうち、同法第十条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

第五条の二第五項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「外国間接寄託者又は外国再間接寄託者」を「外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関」に、「外国法人」を「者」に改め、同号イ中「一括登録国債の混蔵寄託を受ける」を「他の者のために国債の振替を行う」に改め、同号口中「の法人」を「の者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

第五条の二第五項第六号から第八号までを次のように改める。

六 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

七 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

八 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

第五条の二第六項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第七項中「第五項第三号」を「第五項第四号」に改め、同条第八項及び第九項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に改め、同条第十

項中「受寄金融機関等又は」を「特定振替機関等又は」に、「に混蔵寄託をしている一括登録国債」を「から振替記載等を受けている振替国債」に、「受寄金融機関等（当該受寄金融機関等が特定寄託者）を「特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関」に、「受寄金融機関等及び日本銀行」を「特定振替機関等及び特定振替機関」に、「受寄金融機関等が特定間接寄託者」を「特定振替機関等が特定間接口座管理機関」に、「受寄金融機関等及び当該受寄金融機関等の当該一括登録国債」を「特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等」に、「特定寄託者並びに日本銀行」を「特定口座管理機関並びに特定振替機関」に、「外国再間接寄託者である」を「外国再間接口座管理機関である」に、「外国再間接寄託者であり、かつ、他の外国再間接寄託者に対し当該一括登録国債の混蔵寄託をする者である」を「他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける」に、「一括登録国債に係る他の外国再間接寄託者」を「振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関」に、「一括登録国債に係る外国間接寄託者」を「振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関」に、「適格外国仲介業者が一括登録国債の

混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等」に改め、同条第十二項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「混蔵寄託がされた一括登録国債」を「振替記載等を受けた振替国債」に改め、「提出をした者からその」を削り、「一括登録国債の混蔵寄託がされた」を「振替国債の当該振替記載等がされた」に改め、同条第十三項中「適格外国仲介業者が、受寄金融機関等に対し、当該適格外国仲介業者に対し非課税適用申告書を提出して混蔵寄託がされた一括登録国債及び当該非課税適用申告書の提出をした者からその提出後混蔵寄託がされた一括登録国債の混蔵寄託をする場合（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合にあつては、これらの一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該受寄金融機関等に対し、これらの一括登録国債の混蔵寄託をする場合）」を「非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合」に、「一括登録国債につき」を「振替国債につき」に、「一括登録国債の混蔵寄託がされた」を「振替国債につき振替記載等がされた」に、「により当該受寄金融機関等」を「により当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等」に、「受寄金融機関等は」を「特定振替機関等は」に改め、同条第十四項中「一括登録国

債で」を「振替国債で」に、「の当該一括登録国債に係る受寄金融機関等」を「が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等」に、「一括登録国債が適格外国仲介業者に対し混蔵寄託をされた」を「振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けた」に、「一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該一括登録国債につき混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「一括登録国債の」を「振替国債の」に、「一括登録国債が、」を「振替国債が、」に、「一括登録がされていた」を「振替記載等を受けていた」に、「一括登録国債がその取得後引き続き一括登録がされている」を「振替国債がその取得後引き続き振替記載等を受けている」に、「一括登録国債に係る所有期間」を「振替国債に係る所有期間」に改め、同条第十五項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に改める。

第八条第一項第一号中「国債に関する法律第二条第二項又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第三条の規定により登録した公社債（国債にあつては、第五条の二第五項第六号に規定する一括登録がされているものに限る。）」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録された公社債」に、「金融機関の登録した」を「金融機関の当該記載

又は記録がされた」に、「その登録した」を「その記載又は記録されていた」に改め、同項第三号中「受益証券が引き続き記名式であつた」を「受益証券（当該受益証券に表示されるべき権利を含む。）が引き続き記名式であつた、又は振替口座簿に記載若しくは記録されていた」に改め、同条第五項中「登録した期間」を「記載若しくは記録されていた期間」に改める。

第三十七条の十六第一項第三号中「法人」を「者」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項各号」に改め、「又は同項第四号に規定する社債」を削る。

第四十一条の十二の見出しを「（償還差益等に係る分離課税等）」に改め、同条第七項第三号を削り、同条第九項中「国債で」を「公社債で」に、「短期国債等」を「短期公社債」に改め、「（第五条の二第五項第五号に規定する銘柄をいう。）」を削り、「他の短期国債等」を「他の短期公社債」に、

「特定一括登録（同項第六号に規定する一括登録（第十二項、第十五項及び第十八項において「一括登録」という。）を「特定振替記載等（社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録（以下この条において「振替記載等」という。））」に、「当該特定一括登録」を「当該特定振替記載等」に、「短期国債等」を「短期公社債（特定の者によつて所有されるもの



として財務省令で定める要件を満たすものに限る。」に、「特定短期国債等」を「特定短期公社債」に改め、同項に次の六号を加える。

七 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

八 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

十 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

十一 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）

十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

第四十一条の二十第十項及び第十一项中「特定短期国債等」を「特定短期公社債」に改め、同条第十二

項中「受寄金融機関等（第五条の二第一項に規定する受寄金融機関等）」を「特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「対し当該受寄金融機関等」を「開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等」に、「特定短期国債等の第五条の二第五項第五号に規定する混蔵寄託（当該受寄金融機関等又は当該外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。以下この条において「混蔵寄託」という。）をする者」を「特定振替国債等（第九項第一号から第六号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受け

る者」に、「受寄金融機関等」を、「特定振替機関等」に、「混蔵寄託をする際」を「振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際」に、「混蔵寄託に係る受寄金融機関等」を「振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「混蔵寄託に係る外国仲介業者」を「振替記載等を受ける外国仲介業者」に、「対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする」を「おいて当該特定振替国債等の振替記載等を受ける」に、「当該特定短期国債等」を「当該特定振替国債等の振替記載等に」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける」に、「特定振替国債等の振替記載等を受ける」に、「受寄金融機関等」を「受ける特定振替機関等」に改め、同条第十三項中「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に改め、同条第十四項中「混蔵寄託をする者」を「振替記載等を受ける者」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等の振替記載等」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする」を「おいて当該特定振替

国債等の振替記載等を受ける」に改め、同条第十五項中「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に、「一括登録」を「振替記載等」に改め、同条第十六項中「特定短期国債等の償還」を「特定振替国債等の償還」に、「」により「を」又は利息（第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払により「に」、「」の支払「を」又は利息の支払「に」、「償還を」を「償還又は利息の支払を」に、「償還金の」を「償還金又は利息の」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする」を「において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等の振替記載等」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に改め、同条第十八項中「第五条の二第九項」の下に「又は第六十八条の二第六項」を加え、「一括登録」を「振替記載等」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に、「混蔵寄託をする」を「振替記載等を受ける」に、「混蔵寄託が」を「振替記載等が」に改め、「償還金」の下に「及び利息」を加え、同条第十九項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に改め、同条第二十項中「特定短期国債等の償還金の

支払の」を「特定振替国債等の償還金又は利息の支払の」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等の振替記載等」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「その償還金」を「その償還金又は利息」に、「特定短期国債等の償還金の額」を「特定振替国債等の償還金又は利息の額」に、「特定短期国債等の支払調書」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に改め、同条第二十一項中「特定短期国債等の譲渡の」を「特定振替国債等の譲渡の」に、「特定短期国債等の償還金の支払の」を「特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の」に、「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金の支払調書」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に改め、同条第二十二項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の償還金」を「特定短期国債等の償還金等」に改め、同条第二十三項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に改め、同条第二十二項中の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金の支払調書」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に、「特定短期国債等の譲渡の」を「特定振替国債等の譲渡の」に、「特定短期国債等の償還金の支払に、「特定短期国債等の譲渡の」を「特定振替国債等の償還金の支払調書」に改め、同条第二十二項中

の」を「特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の」に改める。

第四十二条の二第一項第一号を次のように改める。

一 社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債

第四十二条の三の見出しを「(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)」に改め、同条第一項第一号中「混蔵寄託をする」を「振替記載等を受ける」に、「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「償還」を「償還若しくは利息の支払」に改め、同項第二号及び同条第三項中「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に、「償還金」を「償還金等」に改める。

第五十七条の五第一項第一号中「(平成七年法律第百五号)」を削る。

第六十七条の十四第九項中「(平成十二年法律第九十七号)」及び「平成十年法律第百五号。」を削る。

第六十八条の見出しを「(振替国債の利子等の非課税)」に改め、同条第一項中「一括登録国債」を「振替国債」に改め、同条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「特定短期国債等」を「特定短期公社債のうち同項第一号から第六号までに掲げるもの」に、「特定一括登録」を「特定

振替記載等」に改める。

第六十八条の二を次のように改める。

(分離振替国債の課税の特例)

第六十八条の二 外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得(当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間(第二号において「所有期間」という。)に対応する部分に限る。)については、法人税を課さない。

一 当該外国法人が、その分離振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国内に恒久的施

設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を經由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合に



は、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出していること。

二 当該外国法人が、各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第五項及び第十二項において「所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

2 前項の規定を適用する場合において、分離振替国債の保有又は譲渡から生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分離振替国債 特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第

九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。第四号において「振替機関」という。）のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 特定振替機関等 特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。

ロ 所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）の者であること。

七 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

八 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

九 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理

機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十 外国間口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

5 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時に当該税務署長に提出があつたものとみなす。

6 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならない

ものとする。

7 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を經由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該分離

振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、第一項の規定は、適用しない。

8 第六項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第六項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替えるものとする。

9 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債の振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

10 外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者は、これらの分離振替国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの分離振替国債につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、これらの分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

11 第一項の規定は、法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人については、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項の規定の適用を受けるべき金額の記載がある場合に限り、適用する。

12 特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の四第一項中「(昭和十一年法律第十四号)」を削る。

第九十三条第一項中「日本銀行法」の下に「（平成九年法律第八十九号）」を加える。

## 附則

### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条から第十二条までの規定 この法律の公布の日
- 二 第三条並びに附則第三条及び第五十八条から第七十八条までの規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律第二条第一項の規定により主務大臣の指定を受けている投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券については、前条第二号に規定する政令で定める日までに限り、なお従前の例による。



(社債等登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の社債等登録法(以下「旧社債等登録法」という。)(第三条第一項(旧社債等登録法第十四条において準用する場合を含む。))の規定により登録されている社債(以下「登録社債等」という。))については、旧社債等登録法の規定は、なおその効力を有する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に有価証券債務引受業(第八条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。))第二条第二十六項に規定する有価証券債務引受業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。( )を営んでいる者(証券取引所(新証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。次条において同じ。))を除く。)は、施行日から六月間(当該期間内に新証券取引法第五十六条の二の免許の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新証券取引法第五十六条の十七第二項の規定により有価証券債務引受業の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新証券取引法第五十六条の二の規定にかかわらず、引き続き

有価証券債務引受業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について免許又は免許の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き有価証券債務引受業を営むことができる場合においては、その者を新証券取引法第二条第二十七項に規定する証券取引清算機関とみなして、新証券取引法第百五十六条の八、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十五、第百五十六条の十六、第百五十六条の十七第二項、第百五十六条の二十二、第百八十八条及び第百九十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新証券取引法第百五十六条の十四第三項中「内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は」とあるのは「内閣総理大臣は、」と、新証券取引法第百五十六条の十七第二項中「第百五十六条の二の免許若しくは第百五十六条の六第二項ただし書若しくは第百五十六条の十九の承認を取り消し」とあるのは「有価証券債務引受業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する新証券取引法第百五十六条の十七第二項の規定により有価証券債

務引受業の廃止を命じられた場合における新証券取引法第百五十六条の四第二項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を新証券取引法第百五十六条の十七第二項の規定により新証券取引法第百五十六条の二の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新証券取引法第百五十六条の十七第二項の規定による新証券取引法第百五十六条の二の免許の取消しの日とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に有価証券債務引受業を営んでいる証券取引所は、施行日において新証券取引法第百五十六条の十九の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新証券取引法第百五十六条の十九の承認を受けたとみなされる証券取引所は、施行日から三十日以内に新証券取引法第百五十六条の七第一項に規定する業務方法書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に金融先物債務引受業（第九条の規定による改正後の金融先物取引法（以下「新金融先物取引法」という。）第二条第十二項に規定する金融先物債務引受業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を営んでいる者（金融先物取引所（新金融先物取引法第二条第七項に規定す

る金融先物取引所をいう。次条において同じ。)を除く。)は、施行日から六月間(当該期間内に新金融先物取引法第九十条の二の免許の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定により金融先物債務引受業の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新金融先物取引法第九十条の二の規定にかかわらず、引き続き金融先物債務引受業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について免許又は免許の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き金融先物債務引受業を営むことができる場合においては、その者を新金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物清算機関とみなして、新金融先物取引法第九十条の八、第九十条の十四第三項、第九十条の十五から第九十条の十八まで、第九十条の十九第二項及び第九十三条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新金融先物取引法第九十条の十四第三項中「内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は」とあるのは「内閣総理大臣は、」と、新金融先物取引法第九十条の十九